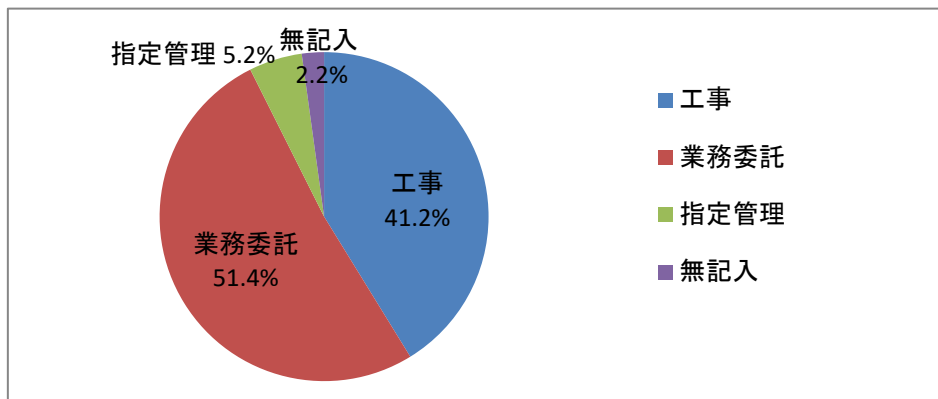


令和4年度 労働者向けアンケート 集計結果

問 1

あなたが働いている(いた)厚木市が発注した仕事は次のうちどちらですか。

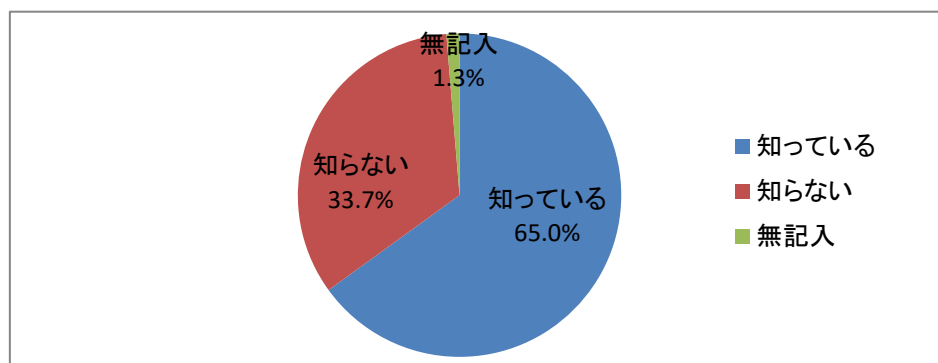
項目	回答数	割合
工事	284	41.2%
業務委託	354	51.4%
指定管理	36	5.2%
無記入	15	2.2%



問 2

あなたが働いている(いた)厚木市の仕事は、市の公契約条例の対象契約であり、市が独自に決めた金額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

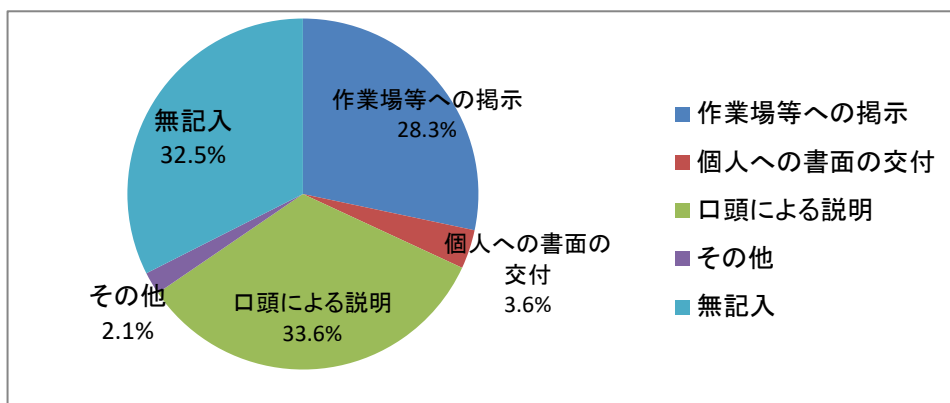
項目	回答数	割合
知っている	448	65.0%
知らない	232	33.7%
無記入	9	1.3%



問 2 - 2

問2-1のことは、どうやって知りましたか。(複数回答可)

項目	回答数	割合
作業場等への掲示	205	28.3%
個人への書面の交付	26	3.6%
口頭による説明	243	33.6%
その他	15	2.1%
無記入	235	32.5%



問 2 - 3

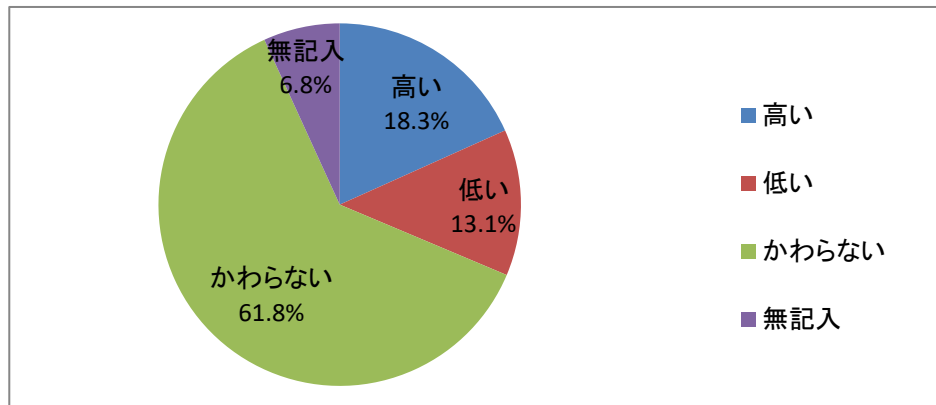
周知方法について、問2-2の方法以外にどのような方法が効果的だと思いますか。御意見がありましたら、御記入下さい。

- ・市の広報やSNSを利用
- ・ホームページのトップへ掲示
- ・市の職員による説明会の実施
- ・メールの送付
- ・雇用契約書への記載
- ・安全教育の場での説明
- ・朝礼等で毎日確認する。
- ・回覧板

問3

あなたが働いている(いた)市の公契約条例の対象となる仕事でもらう賃金は、いつもとくらべて高いですか、低いですか。

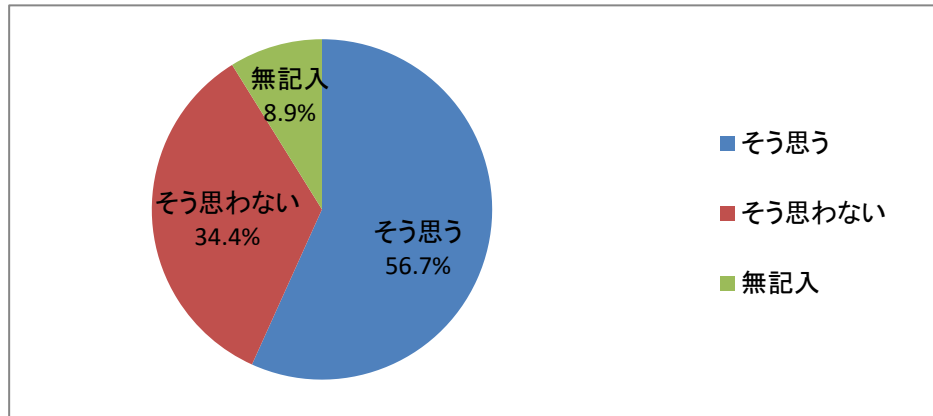
項目	回答数	割合
高い	126	18.3%
低い	90	13.1%
かわらない	426	61.8%
無記入	47	6.8%



問 4

あなたは、御自身が働いている仕事が、市の公契約条例の対象契約となることは、労働意欲の向上につながると思いますか。また、その理由は何ですか。

項目	回答数	割合
そう思う	391	56.7%
そう思わない	237	34.4%
無記入	61	8.9%



《理由》主なもの

【そう思う】

- ・健全な労働契約で働けるため。
- ・良い環境で働けるため。
- ・給料の下限額が保障されている事で安心感がある。
- ・安心して働くために必要である。
- ・市の公契約であり、安心感ができ、労働意欲の向上となる。
- ・給料が多いほど、意欲向上につながる。
- ・一定水準の給与が保障されているから。
- ・高い方がいいから。
- ・労働環境、場所などは整備されていたり、ルールがある事によって気持ちよく過ごせ、仕事に対する意欲、モチベーションは少なからず上がると思う。
- ・最低賃金では、モチベーションが上がらないため。
- ・ないよりあるほうがいい。
- ・給与の安定は生活の安定につながるため。
- ・労働者の労働環境の向上は快適職場につながり、仕事の能率UPにつながる。さらに賃金がUPすれば若者の就職率が上がり、労働者不足解消の一助となる。
- ・大きい仕事を任せられるのはやりがいを感じる。
- ・質の良い労働環境であるにこしたことはない。
- ・街づくりに貢献しているように思えるから。
- ・市民のためになっていると思うから。
- ・労働意欲の向上の一要素ではあるが、全てではない。
- ・労働者が守られていると感じるから。
- ・相応の対価が得られればモチベーション向上につながる。

- ・下請として普段同様の作業内容で公契約というだけである程度の保障と他に手当等が期待できるという点で全体の意欲は向上すると思う。
- ・建設業の人材不足の原因のお給料が改善され人材確保がしやすかった。それはこの条例により意欲が出たのではないかと思う。

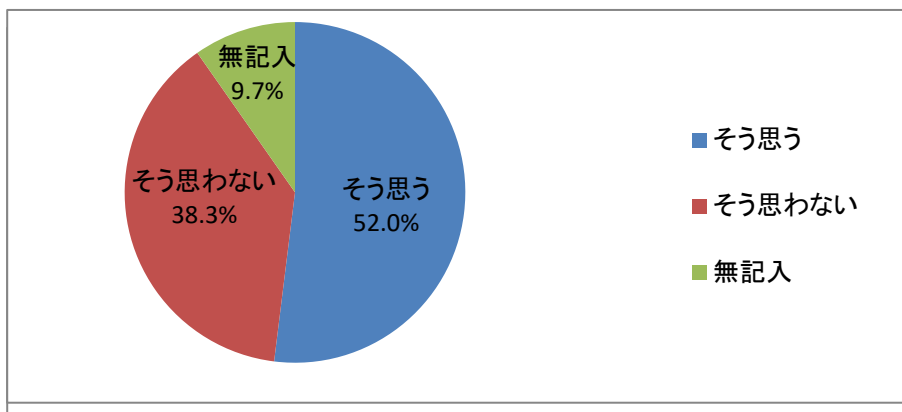
【そう思わない】

- ・時給で職場を選んでいない。
- ・内容がよくわからないから。
- ・最低賃金に差がない。
- ・各々の考え方次第だと思う。
- ・労働意欲の高い、低い関係なく、定められた賃金が支払われるので向上心が個人によって違うのではないか。
- ・給与・賃金が変わらないから。
- ・効果がないから。
- ・対象者の公契約条例についての理解度が低いから。
- ・その場凌ぎの仕事であれば、それなりの意欲にはなると思うが、長期的に仕事がしたい人に対しては、いつまで続けることができるかわからない為、意欲向上にはつながらない。
- ・何も変わるわけではないから。
- ・給料の下限額が低いから。
- ・労働意欲の向上につながる程の価値を実感できていないから。
- ・市の公契約条例だからと言って、賃金面等でも特に良いことや意欲向上につながるとは思わない。
- ・向上につながるほどの金額差ではないから。
- ・意欲向上には環境や契約条件が大事だと思うので条例の対象かどうかはあまり関係ない。
- ・入札の時期になると気が重くなり、労働意欲が低下する。
- ・仕事内容にもよるが、特別に公契約条例の対象契約だからとは考えづらい。
- ・現在の職場だけで賃金は特別変わらない。
- ・周知されていない為、モチベーションにつながらない。
- ・直接的な関係が感じられないから。
- ・実感として感じていないから。
- ・賃金が見合っていないから。
- ・落札価格と労働報酬下限額と工期の比較が明示されていないから。
- ・存在を知らなかったから。
- ・作業はどんな場合でも同じでただやるべきことをプロとしてやるだけ。

問 5

あなたは、御自身が働いている仕事が、市の公契約条例の対象契約となることは、仕事の質の向上につながると思いますか。また、その理由は何ですか。

項目	回答数	割合
そう思う	358	52.0%
そう思わない	264	38.3%
無記入	67	9.7%



《理由》

【そう思う】

- ・給料が上がれば、仕事の向き合い方も変わらと思う。
- ・約束があるだけでより良い仕事をしようと思うから。
- ・仕事の質の向上にはつながるし、一人一人のスキルアップにもなると思う。
- ・責任感を持つようになる。
- ・公の場所で働いているという意識があり、市民への対応(サービス)が向上する。
- ・公的義務が生じるから。
- ・最低賃金の明確な示しがあるから(報酬下限額)。
- ・仕事に対する意欲向上、モチベーションアップによって、精神的、体力的にも集中力が高まり、結果的に良い状態を保ちながら仕事ができると思う。
- ・それなりの額をいただいているということで、その分しっかりとした働きをしなければと思う。
- ・はりあいができる。
- ・特別感がある
- ・自分が働いている理由が明確になり、ていねいに仕事をしようと思える。
- ・労働報酬が高くなれば仕事に対する責任の重さも高くなるし、自身に誇りがもてる。
- ・良い環境で働けているため。
- ・公契約条例があることにより、客観的に仕事を見ることができ、質の向上につながると思う。
- ・賃金がモチベーションに直結するから。
- ・安定した生活環境の確保により業務の質を高められる。
- ・意欲が向上するため。
- ・実際、質が向上しているかはわかりませんが、マイナスではないと思う。
- ・安いよりは高い方が良いと思うが、ボーナス的なものがあればより労働意欲が高まるので取り入れてほしい。
- ・労働環境が整備されればモチベーションも上がると思う。

- ・利用者へのサービス向上の原資となれる。
- ・報酬に対する不安がないため、業務に集中できる。
- ・賃金の底上げを感じられれば、質の向上につながることもあるかと思う。
- ・検査等があるので身が引き締まるから。
- ・本当に賃金が上がるなら、向上すると思う。

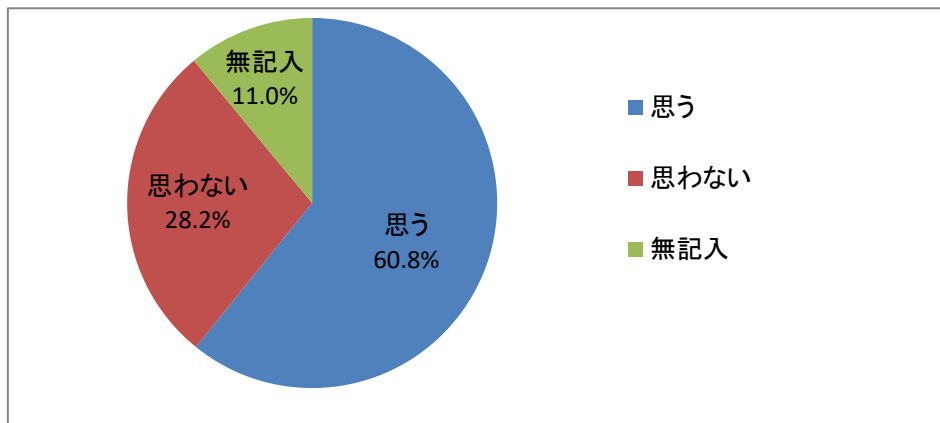
【そう思わない】

- ・質の向上に関して、対象か否かは関係ないと思うから。
- ・従業員、1人1人の意欲が違うから、経営者側が個人の質向上の仕事業務実績を正当に評価できないのでは。
- ・単年度契約のため安定しない。企業としては設備投資(労働環境の改善)に影響が出る可能性がある。従業員としては賃金の低下を招きかねない。労働集約型産業においては、3~5年の複数年契約であればそれなりに安定する。
- ・毎年の入札のため価格競争になり、品質低下になる可能性がある。
- ・労働報酬下限額に見合う仕事を熟す人は良いが、労働報酬下限額に見合わない人がいることで、頑張っている人の仕事意欲低下に繋がってしまう。
- ・何も変わらないので。
- ・最低賃金がもう少し上がったらいと思う。
- ・給料の下限額が低いから。
- ・業務の性質上、質の向上と賃金水準の保障は相関関係にあると言えないため。
- ・責任をもって業務することは、その対象契約の有無とは、個人的には繋がらないので、仕事の質の向上とは直接的には繋がらないと思う。
- ・仕事の質の向上につながる程の影響力はないように感じる。
- ・向上につながるほどの金額差ではないから。
- ・意欲向上には環境や契約条件が大事だと思うので条例の対象かどうかはあまり関係ない。
- ・条例の内容をしらないため。
- ・この条例が周知されてなければ向上しないと思う。
- ・労働者に一定基準以上の賃金を支払う義務があるにもかかわらず、ほぼ最低賃金に近い金額で仕事をしている現実があると思うので、条例があってもなくても意欲の向上には繋がらない。
- ・賃金が高い事により、所得制限のある方々の出勤日数が減り、業務の熟練度に影響する等デメリットもあると考える。
- ・やるべき事(求められる業務内容とそのクオリティ)に変わりはない。
- ・基本どの仕事条件は変わらないと考える。
- ・常に最善の仕事を心掛けているから。
- ・質の向上はまた別のことだと思う。
- ・仕事自体条例有無にかかわらず質の向上に努めている。
- ・仕様が決まっており、やる事が決まっているから。
- ・決められた事を実践しているのみだから。
- ・末端にはわからない
- ・工事すべてに反映されてないと向上は望めないと思う。
- ・現場によって作業は変わらない。
- ・公契約条例でなくとも、質は担保されるべきであるため。

問 6

あなたは、公契約条例が必要だと思えますか。また、その理由は何ですか。

項目	回答数	割合
思う	419	60.8%
思わない	194	28.2%
無記入	76	11.0%



《理由》

【そう思う】

- ・適正な労働条件の確保になるため。
- ・安定した職場環境、そして継続な仕事での向上を計る上で必要。
- ・最低賃金が厚木市は他の自治体と比べて高い方にあるので、これは評価できる。しかし、ほかの職業と比べると低い。
- ・最低賃金より高い賃金が補償され、生活が安定する。
- ・良好な労働条件が確保できる
- ・毎年賃金の見直しが行われ、給料がUPされるため、条例は必要だと思う。
- ・賃金を保障してもらうために必要だと思う。
- ・何かあった時に役立つと思う。
- ・労働者の意欲につながると思う
- ・今まで活用されてきているのなら、必要されているものだから。
- ・賃金の保障としての条例があることは良いと思う。
- ・労働意欲の向上のため、質の高いサービスを委託側に集めるため。
- ・ないよりあるほうがいい。
- ・賃金を一定水準以上に保つことは、安定した人材の確保につながると思う。
- ・健全な労働契約で働いているという安心感。
- ・市が後ろ盾的な役割を果たしてくれていることによって、雇用の安定につながると思うから。
- ・労働者を守るため。
- ・雇用者と労働者の間に第三者の目が入っているので。
- ・公契約条例があることによって、民間の賃金にも影響を与える。底上げにつながる。
- ・事業者、労働者、自治体それぞれにメリットがある。
- ・仕事の質の向上につながるため。
- ・給与・環境面で安心して働きたいため。
- ・どこに行っても仕事をして、公契約条例が普及していて、賃金が上がるようになってもらいたいから。
- ・労務単価の向上につながるから良いと思う。

- ・少しでも高い方が気持ち的に違うと思うので必要かと思う。
- ・こういう条例がなければ、何かあった時に訴える材料がないから。
- ・労働者はデメリットがない。
- ・実際に手当等が良かったのでまたやりたい。
- ・低賃金で働かせないために。

【そう思わない】

- ・手続きが増えるだけで大変だから。
- ・あまりメリットを感じていない。
- ・必要性を感じないから。
- ・労働報酬額は能力に応じて決められるべきだと思う。
- ・この条例に縛られる事により、公共サービスの質の低下や労働者側のスキル向上への弊害になっている恐れがあると思われる(やっても、やらなくても同じだ)と言う気運になっているのでは。皆と同額の賃金だという安心感をもたせていると思われる。
- ・向上につながるほどの金額差ではないから。
- ・様々な各企業(現場)の諸条件、状況を全て踏まえた条例であれば必要だと思う。
- ・細かいことはよく分からないから。
- ・末端に伝わらないから。
- ・仕事にかわりはないから。
- ・なにも変わらないから。
- ・特に変化はないため。
- ・請負での作業であり、経験年数、年齢によって単価差があった方が良いのでは。
- ・現場では実際どう役立っているかわからないから。
- ・結局のところ実態はかわらないため。
- ・会社からもらえる給料は一定額だから。
- ・普段から基準以上の給料をもらっている場合、あまり関係ない。

問 7

厚木市公契約条例に関して御意見等がありましたら、御記入ください。

- ・公契約条例の契約期間が1年であり、労働意欲・質の向上を持続するためには3年間は必要と考える。入札状況により仕事が継続できるか不安となる。
- ・厚木市は賃金に対しても住みやすい市です。
- ・今回のアンケートにより、公契約条例を初めて知ったので、誰でも分かるような周知をしても良い。
- ・契約の際に公契約条例についての説明を義務づける等、労働者が恩恵を実感しやすくする取り組みが必要であると思う。
- ・この様な条例があることが、就業していない人に知らせる状況がない。
- ・容がよくわからないのでこういった条例があることを広めてください。
- ・公契約条例についてもっとわかりやすい説明文が欲しい。
- ・時給は条例を満たしていても、働く時間が契約以上ならば、条例違反になるか。アンケートに個人が(特定される)記名されるのはいけないと思う。
- ・紙の資源の無駄を少なくするために他にやり方がある。
- ・公契約条例自体がよくわからないので働く人に理解してもらえる方法を考えるべき。
- ・建設業の請負契約制度では、鉄筋工の給料は社長の判断で決められているので、建設キャリアアップシステムや公共工事設計労務単価等、良い賃金が提示されているが、実際は繁閑の差があったり、競争による単価が低いため、実現しない。
- ・個別の市によって、対象工事が有る、無しというのは、差別的で偏った考え方に思える。
- ・このような条例は知っているが、自身が下限額を満たしているのかは不明。向上をはかるための指導を企業側へしているのか、企業はそれに答えているのか。労働者側には何もみえてこない。
- ・もっとホームページやチラシとか(広報)などで、見せて みんな知らない人たちに知ってもらうべき。
- ・従事している者にとっては、メリットもデメリットもあまり関係のない事の様気がする。
- ・ただし書きが、拡大解釈になっていないか いまいちど確認して整理を。
- ・最低限のアピールをしただけで、無いよりマシと言う風にしか見えない。今後に期待したい。
- ・利用者の声や施設管理状況(実績)を加味した上での評価を提案する。
- ・給食調理員の賃金は十分だとは言えない。全体的な底上げがないとずっと変わらないままなのでお願いしたい。経験年数が長くてもほぼ変わらない。
- ・下限額も知らないから知りたい。
- ・もっと別のことを考えた方が良いのでは。
- ・下請メインの会社としてはこのような条例に触れることが少なく、まず理解しなければならぬ状態からでしたので、もっと周知をし、受注前から詳しく知っておきたかった。
- ・今度の働きがいのある市を目指してください。
- ・形骸化している入札の職種も実在している。入札に合わない職種は随時契約に切り替えるのも必要かと思う。
- ・労働集約型産業においては随時契約が望まれる。
- ・続けてください。